

くおんびょう 永代供養墓「久遠廟」(集合墓)使用規則

第一条 (呼称)

この墓石は長光山本住寺永代供養墓「久遠廟」(集合墓)と称する。

第二条 (規定)

「久遠廟」を使用するには、この規則の定めるところにより使用承諾を受けねばならない。

第三条 (目的)

「久遠廟」を使用するには、火葬されたお骨を埋葬安置する事を目的とし、それ以外に使用することは出来ない。

第四条 (使用資格)

「久遠廟」の使用は本住寺の檀信徒に限らず、管理者の承諾を得たときに使用することができる。

第五条 (使用承諾書の交付)

一、「久遠廟」を使用するには、使用申込書及び使用規則同意書・埋葬許可書に住民表を添え、別に定める永代供養使用料・その他の必要経費を納付し、使用承諾書の交付を受けなければならない。

二、「久遠廟」をするには、別に定める年会費(通信・清掃維持管理・卒塔婆料)を納付しなければならない。

三、使用申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかに届け出ることとする。

第六条 (永代供養)

一、「久遠廟」永代供養とは、管理者がお盆供養会、各回忌供養、春秋彼岸供養会及び御会式合同供養会を行うことを云う。

二、「久遠廟」使用名義人などの死亡等により、追加継承者がいない場合、契約期間中は個別納骨室に安置し、その後総廟(合葬墓)に埋葬し、引き続き永代に渡り住職が祭祀供養を継続することとする。

第七条 (使用権の継承)

「久遠廟」の使用権は 血縁等にかかわらず、あらかじめ契約者により届け出されている継承者が管理者の承認を得て継承できる。その場合追加供養使用料は別に定める永代使用料表にもとづいて決める。

なお、使用権の後継者は継承以降の年会費を納付することとする。

第八条 (使用権の喪失)

個別納骨室の使用権は左記の各項に該当するとき喪失します。

一、埋葬骨が総廟(合葬墓)に移された後、後継者がいないとき。

二、年会費が五年以上滞ったとき。

但しこの場合総廟(合葬墓)に埋葬し、引き続き永代に渡り住職が祭祀供養を継続することとする。

第九条 (納付金の返還)

納付された永代使用料はその性格上原則として理由の如何によらず返還不可とする。

第十条 (使用資格の喪失)

下記の各項に該当するときは「久遠廟」の使用権を取り消します。

イ、使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。

ロ、使用者が使用場所を譲渡し、又は転貸したとき。

ハ、その他、本使用規則に違反したとき。

第十一条 (規定に定めない事項)

前事項に定めない事項については、法律によるほか、その都度管理者が決める。

第十二条 (規定の改正)

「墓地埋葬に関する法律」等現行法規が改正された場合、本規則も改正されることもある。

付 則

本規則は平成二十二年三月一日より施行する。

長光山 本住寺

住職 五十嵐昭孝

合掌